

## **[事案 29-92] 入院給付金支払請求**

・平成 30 年 2 月 15 日 裁定不調

### **<事案の概要>**

入院給付金を請求したところ、約款所定の入院には該当しないとして給付金の支払いがなされなかったことを不服として、給付金の支払いを求めて申立てがあったもの。

### **<申立人の主張>**

転倒して負傷し、打撲、挫創、擦過創等により約 2 か月にわたり入院したので、入院給付金を請求したところ、約款所定の入院には該当しないとして、給付金の支払いがなされなかった。しかし、入院は医師の指示に基づくものであり、また実際の症状から入院が必要であったので、入院給付金を支払ってほしい。

### **<保険会社の主張>**

以下の理由により、本入院は約款所定の「入院」には該当しないので、申立人の請求に応じることができない。

- (1) 本入院時の申立人の病名は、打撲、挫創、擦過創等となっており、それ自体、軽微な傷病で、外来で治療が可能であると考えられる。
- (2) 入院初日から「外出泊可」とされ、入院 5 日目に外出をしているほか、少なくともその日以降、日中はベッドや病室にいないことが連日記録されている。
- (3) 本入院中の申立人に対する治療は、皮膚の保護、湿布、エアロバイク、筋力強化など、外来でも可能な治療内容である。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、入院時の状況等を把握するため、申立人の事情聴取を行った。また、独自に第三者の専門医の意見を取得し、審理の参考とした。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、申立人の請求する入院給付金の支払いは認められないものの、以下の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、申立人より和解案を受諾する旨の回答があったものの、保険会社から受諾しないとの回答があったため、手続を終了した。

- (1) 主治医は、広範囲の挫創への処置と全身打撲に対しての精査が必要であったため、入院の必要性があったとしている。
- (2) 被保険者は競技中に受傷したため、通常よりも重篤な創傷と考えられるので、激しい痛みがあり体動が十分できず、また、全身状態の経過観察をするために入院が必要となる場合もあり得るものと言える。